

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県日光市、栃木県		
計画期間 実施期間	H26 ~ H28 H26 ~ H28	総事業費（交付金）	147,000千円（73,500千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画目標は定住化の促進、事業活用活性化計画目標は農業用施設機能の確保であるので、ともに法律第1条、第3条及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	日光市総合計画後期基本計画、農業振興地域整備計画及び日光市農村環境計画との連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	日光市下猪倉地区より陳情書が市へ提出されており、事業地区の関係農業者の合意形成が図られている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	-	
事業の推進体制は確立されているか	適	事業主体である日光市と事業地区道路委員会及び行政区で随時協議し、事業を推進している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	活性化計画目標である定住促進のために、当地域において基盤整備は不可欠であり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は事業内容を考慮して3年間に設定したもので適切である。実施期間は過去の施工実績等より標準的な工期であり、関係受益者との協議に基づき設定したもので適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	適	事業費166,000千円の補助率1/2により交付限度額83,000千円の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠												
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回新規に取り組む農道整備事業である。												
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし												
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	減価償却資産の耐用年数等に関する省令により主要施設の耐用年数は5年以上である。（舗装道路：10年[別表第一/アスファルト敷のもの]、橋梁：40年[別表第一/鉄骨造のもの、												
事業による効果の発現は確実に見込まれるか														
<table border="1"> <tr> <td>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）</td> <td>適</td> <td>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領に基づいて算定している。</td> </tr> <tr> <td>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</td> <td>適</td> <td>投資効率 = 1.76</td> </tr> </table>	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領に基づいて算定している。	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率 = 1.76								
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領に基づいて算定している。												
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率 = 1.76												
事業内容、事業実施主体等については実施要領等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は農道整備で事業実施主体は日光市、受益面積は13.1haで要件等を満たしている。												
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業主体は日光市であり、個人に対する交付ではない。道路用地を取得し、施設完成後は、日光市所管 維持管理課が維持管理を行う。												
施設等の利活用の見通し等は適正か。														
<table border="1"> <tr> <td>地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし												
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし												
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし												
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし												
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適													

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	土地改良工事積算基準等により栃木県単価を使用し て積算しており、見積書の取得においても基準を準用 している。過去の工事实績・積算歩掛との比較におい ても過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	道路の舗装復旧は、再生材を使用する。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性 の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象 としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の 設置目的から勘案して適正か	適	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついている か	適	用地買収予定（地元説明会時、説明。）
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成1 9年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める 基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討している か	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交 付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林 水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記 Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内 かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものと なっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなさ れているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施 設であるか	—	該当なし

	1年を通して運営される施設であるか		
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		
	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業計画については平成25年12月に、平成26年度予算については平成26年3月の市議会において議決予定である。
	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	入札方式は指名競争入札による予定である。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	完成後は、日光市維持管理課に所管を移管予定である。施工後は当所管が管理規定に基づいて適正な管理をおこなう。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとす